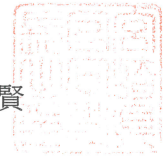


公募型プロポーザル参加者の募集について

下記の業務委託に係るプロポーザル参加者を募集します。

令和 6 年 5 月 17 日

日向市長 西村 賢



記

1. 業務内容

- (1) 業 務 名：日向市保育業務支援システム導入運用保守及び関連機器調達業務委託（以下「本業務委託」という。）
- (2) 履行場所：日向市立細島保育所及び日向市立上町保育所
- (3) 履行期間：①PC 機器等導入期間
契約締結日から令和 6 年 7 月 31 日まで
②システム等導入期間
契約締結日から令和 6 年 9 月 30 日まで
③サービス利用（運用保守業務を含む）期間
令和 6 年 10 月 1 日から令和 11 年 9 月 30 日
※ 地方自治法第 234 条の 3 の規定に基づく長期継続契約
- (4) 概 要：本業務は、本市公立保育所への保育業務支援システムの導入により、公立園利用者の利便性を向上させるとともに、職員の業務負担の軽減や作業の省力化を図り、保育業務に専念できる環境を構築すること及び保育の質の向上を図ることを目的とし、PC 機器等の導入、システムの導入構築、サービス利用・運用保守を行うもの。
- (5) 仕 様：別添「日向市保育業務支援システム導入運用保守及び関連機器調達業務委託仕様書」のとおり
- (6) 事 業 費：10,665,000 円以下（取引に係る消費税及び地方消費税相当額を含む。）
（内訳）① PC 機器等導入及びシステム導入・構築業務：
4,065,000 円以下
② サービス利用（運用保守業務も含む）（2 園分。オプション機能利用料も含む）
6,600,000 円以下（1 園月額 55,000 円以内 60 ヶ月分）
- (7) 契約に係る特約事項
この契約（以下「本件契約」という。）は、長期継続契約を締結することができる契約を定める条例（平成 18 年日向市条例第 38 号）第 2 条の規定による契約であり、市は、契約期間において次に掲げる場合のいずれかに該当するときは、本件契約を解除するものとする。
 - ① 本件契約の相手方がその責めに帰すべき理由により本件契約に違反した場合
 - ② 本件契約の締結日の属する年度の翌年度以後において本件契約に係る市の歳出予算が減額又は削除された場合

2. 提案者の資格要件

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 手形交換所における取引停止処分、主要取引先から取引停止等の事実があり、経営状況が著しく不健全であると認められる者でないこと。
- (3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定に基づく再生手続開始の申立ての事実がある者にあつては、当該手続開始決定後、本市の競争入札参加資格の再認定を受けている者であること。
- (4) 民事執行法（昭和 54 年法律第 4 号）に基づく仮差押等金銭債権に対する強制執行若しくは国

税・地方税その他の公課について滞納処分による強制執行の措置を受け、支払いが不可能になった者でないこと、又は第三者の債権保全請求が常態となったと認められる者でないこと。

- (5) 本業務の公告日から契約締結日までのいずれの日においても、市が発注する建設工事等の契約に係る競争入札参加者の資格、指名基準等に関する要綱（昭和 57 年日向市告示第 34 号）第 10 条及び市が発注する物品等の契約に係る競争入札参加者の資格、指名基準等に関する要綱（平成 29 年日向市告示第 61 号）第 9 条の規定に基づく指名停止を受けていない者であること。
- (6) 本業務の公告日から契約締結日までのいずれの日においても、県が発注する建設工事等の契約に係る入札参加者の資格等に関する要綱（平成 20 年宮崎県告示第 369 号）第 10 条及び物品の買入れ等の契約に係る競争入札の参加資格、指名基準等に関する要綱（昭和 46 年宮崎県告示第 93 号）第 8 条の規定に基づく入札参加の資格停止を受けていない者であること。
- (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団及び警察当局から排除要請がある者でないこと。
- (8) 令和 6 年度日向市建設業者等有資格業者名簿に登録されている者で、「業務委託」の業種に登録されていること。ただし、名簿に登録のない者については、下記 5（5）に定める手続を行った上で資格を有すると認められる場合に、名簿に登録されている者とする。
- (9) ISO/IEC27001:2013（ISMS）または一般社団法人日本情報経済社会推進協会が認証する「プライバシーマーク」の認証を受けていること。

3. 評価基準

別表「評価基準表」（様式第 4 号）のとおり

4. スケジュール

- 5 月 17 日（金）募集開始
- 6 月 5 日（水）参加表明締切り
- 6 月 10 日（月）参加資格審査・企画提案書の提出要請
- 6 月 19 日（水）企画提案書提出締切り
- 6 月 26 日（水）プレゼンテーション及びヒアリング
- 6 月 27 日（木）優先交渉者の特定・結果通知

5. 参加表明手続

- (1) 提出期限 令和 6 年 6 月 5 日（水）午後 5 時必着
- (2) 提出場所 日向市立細島保育所
- (3) 提出方法 持参又は郵便（書留郵便に限る。）

※ あわせて、電子データ（Word・Excel・PowerPoint・PDF 形式）としても電子メディアまたは電子メールにて提出すること。なお、データ提出分に押印は不要。

(4) 提出書類

- ①公募型プロポーザル参加表明書（別紙様式第 2 号）
- ②会社概要（様式第 1 号）
- ③実績調書（様式第 2 号）
- ④ISO/IEC27001:2013（ISMS）または一般社団法人日本情報経済社会推進協会が認証する「プライバシーマーク」の認証を受けていることを証明するものの写し。

(5) その他

令和 6 年度日向市建設業者等有資格業者名簿への追加登録を同時申請する者は、日向市ホームページ上の様式を使用し、上記（4）に掲げる提出書類とあわせて日向市競争入札参加資格審査申請書一式を提出すること。

なお、追加登録の認定は、日向市建設業者等審査委員会の審査を経て決定するものとし、審査結果は書面により通知します。

6. 企画提案書提出手続

参加資格審査を経て提案書提出依頼を受けた者は、以下の手続きで提案書等を提出願います。

- (1) 提出期限 令和6年6月19日(木) 午後5時必着
- (2) 提出場所 日向市立細島保育所
- (3) 提出方法 持参又は郵便郵便に限る。

※ あわせて、電子データ(Word・Excel・PowerPoint・PDF形式)としても電子メディアまたは電子メールにて提出すること。なお、データ提出分に押印は不要。

- (4) 提出書類 1部
 - ①企画提案書(任意様式)
 - ②機能要件対応表(様式第3-1号)(様式3-2号)
各要件への対応状況を記入の上、提出すること。
 - ③ 参考見積書(様式第6号)
各費用の積算根拠及び内容がわかるように記載すること。

7. 留意事項

- (1) 企画提案書提出後の資料追加・訂正は認めません。
- (2) 企画提案書等の作成及び提出に要する費用は、提案者の負担とします。
- (3) 企画提案書等の著作権は提案者に属しますが、必要な範囲で複写することがあります。

8. 質疑の受付・回答

- (1) 受付期間 令和6年5月17日(金)から5月24日(金)まで
午前8時30分から午後5時まで(土・日曜日・祝日は除きます。)
- (2) 回答期限 令和6年5月31日(金)まで、FAXまたはE-mailで随時回答し、日向市公式ホームページにて公表します。

9. プレゼンテーション及びヒアリングの実施

プレゼンテーション及びヒアリングは、提案者が5者を超える場合、企画提案書等による書面審査を行い、プレゼンテーション及びヒアリングの対象とする参加者をあらかじめ選定します。プレゼンテーション及びヒアリングは非公開とします。

- (1) プレゼンテーション及びヒアリングは、令和6年6月26日(水)を予定していますが、詳細については決定次第通知します。
- (2) プレゼンテーション及びヒアリングの出席者は、1社当たり4名以内とします。
- (3) プレゼンテーション及びヒアリングは、審査委員からの質疑10分程度と、事前準備、片付けを含めてを60分とします。
- (4) 会場にホワイトボード及びスクリーンを用意します。

10. 審査

- (1) プロポーザル参加要請者の選定及び企画提案書の特定に係る審査は、職員等で組織するプロポーザル審査会で行います。

※なお、企画提案書を提出した事業者が1社の場合にあっても、8. 質疑回答及び9. プレゼンテーション及びヒアリング等を実施の上、上記(1)の審査方法により、当該事業者の選定の可否を決定します。

- (2) プロポーザル参加要請者の選定結果については、「プロポーザル参加資格確認結果通知書」により通知します。
- (3) 企画提案書の特定結果については、特定された者にはその旨を、特定されなかった者にはその旨及び理由を、「結果通知書」により通知します。

11. 無効となる参加表明書又は提案書等

参加表明書又は提案書等が、以下に該当する場合は無効となる場合があります。

- (1) 提出方法、提出先、提出期限に適合しないもの

- (2) 指定する作成様式及び記載上の留意事項に示された条件に適合しないもの
- (3) 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの
- (4) 記載すべき事項以外の内容が記載されているもの
- (5) 虚偽の内容が記載されているもの

12. 失格となる提案者

提案者が、以下に該当する場合は失格となることがあります。

- (1) 提出方法、提出先、提出期限に適合しないもの
- (2) 指定する作成様式及び記載上の留意事項に示された条件に適合しないもの
- (3) 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの
- (4) 記載すべき事項以外の内容が記載されているもの
- (5) 虚偽の内容が記載されているもの
- (6) 本公告に定める手続き以外の手法により、審査委員又は関係者にプロポーザルに対する援助を直接又は間接に求めた場合
- (7) 提出された見積書の金額が「3. 業務の内容 (4) 契約上限額」を超過した場合。
- (8) 審査の公平性を害する行為があった場合
- (9) その他審査会が不適格と認めた場合

13. 契約手続

審査の結果、最も優れた企画提案書の提案者と契約の交渉（企画提案書の修正協議を含む。）を行います。なお、辞退その他の理由で契約ができない場合は、次順位者と契約の交渉を行います。

14. その他

本公告に定めのない事項については、日向市プロポーザル方式実施要綱（平成 21 年日向市告示第 128 号）の定めるところによるものとします。

15. 問い合わせ先

所在地 〒883-0001 宮崎県日向市大字細島 733
担当課 日向市立細島保育所
電話番号 0982-52-4073
電子メール hoso-ho@hyugacity.jp